

2021年12月23日
大阪教職員組合
中央執行委員会

小学校「すくすくウォッチ」についての 府議会答弁に関する見解

大阪府教育委員会は、2021年度より小学5・6年生「大阪府新学力テスト（愛称：すくすくウォッチ）」（以下「新テスト」）を実施しています。この「新テスト」について、大教組はこれまでも内容や結果に非常に多数の問題があることを指摘するとともに、法的な根拠についても問い合わせてきました。しかし府教委は「調査ではない、取り組みである」として法的な根拠を一切示さないまま実施しました。大教組としてこのような施策を続けることに改めて強く反対するものです。

この「新テスト」に関して11月17日大阪府議会教育常任委員会において日本共産党の内海公仁議員から法的位置づけについて尋ねられたことに対し、小中学校課長より、「行政調査ではございません」「教育活動の一つとしてやったことに間違いございません」という答弁がなされました。これは重大な問題のある答弁です。次の点を指摘します。

(1) 教育委員会の権限を逸脱している

学校で子どもたちへの教育活動をつかさどるのは学校教育法第37条11項と16項より、「教諭・講師」です。

教育委員会の権限として行うことができるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第21条17号「教育に係る調査および基幹統計その他の統計に関すること」19号「当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること」です。調査ではないテストである「新テスト」は教育委員会の法律上の権限を逸脱しており、法的根拠を有しない施策となっています。

(2) 「教育活動」としてテストを行うことは「不当な支配」である

これまで府教委は大教組と「教育課程の編成権は学校にある」ことを確認してきました。これは、どういう教育活動を行うのかは学校が決める、ということです。

しかしながら、小中学校課長の小学校「新テスト」の法的な位置づけについて「調査ではなく、教育活動である」旨の答弁がなされました。府教委が教育活動としてのテストを各学校に押し付けることは、教育基本法が禁じている「不当な支配」となる介入です。

そもそも問題のある「新テスト」は即刻廃止するべきです。

以上